HAYABUSA ASUKA LAW OFFICES NEWS LETTER　Vol.22

隼あすか法律事務所ニュースレター第 22 号　Aug, 2018

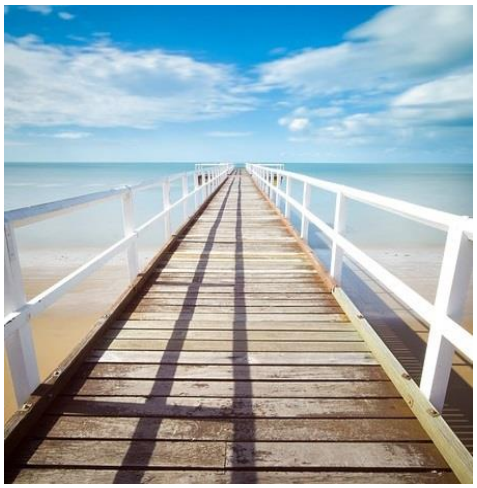

CONTENTS

- P.1…労働契約法20条に関する最高裁判決（平成30年6月1日判決）のご紹介
- P.3…IR法（特定複合観光施設区域整備法）について
- P.5…消費者契約法の改正について
- P.7…マンスリーセミナー活動報告
  - ◆国・地域を超えたデータ保護 ～EUデータ保護規則とコンプライアンス～
  - ◆産業ジェロントロジーに基づく高齢者雇用セミナー

労働契約法20条に関する最高裁判決（平成30年6月1日判決）のご紹介

弁護士　伊藤　稔彦

第1　事実関係

契約社員のドライバーが、正社員にのみ諸手当等が支給され契約社員に支給されないのは期間の定めの有無を理由とするもので不合理であると訴えた事案と（①ハマキョウレックス事件）、定年後再雇用されていたドライバーが、諸手当の支給について正社員と差を設けられ、賃金総額でも結果的に2割程度減額となっているのは期間の定めの有無を理由とするもので不合理であると訴えた事案です（②長澤運輸事件）。

第2　裁判所の結論

① ハマキョウレックス事件

・ 住宅手当については、従業員の住宅費補助の趣旨で支給されるもので、正社員は、契

約社員と異なり、転居を伴う配転が予定され住宅費が多額となり得るため、これが契約社員に支給されていないことは、不合理と評価することはできないとしました。

- 他方、無事故手当、作業手当、給食手当、皆勤手当については、それぞれの手当支給の趣旨は正社員と契約社員と変わらず該当するから、契約社員に支給されていないことは、不合理と評価することができるとしました。

② 長澤運輸事件

- まず、個々の賃金項目に係る労働条件の相違が不合理と認められるものであるか否かを判断するに当たっては、賃金の総額を比較することのみによるのではなく、当該賃金項目の趣旨を個別に考慮して判断すべきとしました。
- そして、精勤手当については、従業員に対して休日以外は1日も欠かさずに出勤することを奨励する趣旨で支給されるものであり、再雇用された従業員と正社員との職務の内容が同一である以上、両者の間でその皆勤を奨励する必要性に相違はないため、労働条件の相違は不合理であると評価することができるとしました。
- 他方、住宅手当、家族手当、賞与については、再雇用された労働者は老齢厚生年金を受給していること等を理由として、役付手当は役付者に対して支給されるものであることを理由として不合理ではないとしました。

第3 解説

労働契約法20条は、有期雇用労働者について不合理に労働条件を相違させることを禁止していますが、今回の両最高裁判決は、同条違反となる場合について、一定の判断を示しました。労働契約法20条は、一連の働き方改革関連法の成立後も、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（2020年4月施行予定（ただし中小企業は2021年4月））の第8条の「不合理な待遇の禁止」において、基本的にはその趣旨を等しくして存続します。したがって、今回の判決は、改正法施行後も意味を持つものです。

そして、両判決とも、労働条件の相違が不合理か否かを判断するために、賃金の総額の比較ではなく、賃金項目ごと個別にその趣旨を考慮して判断しました。そこで、企業としては、賃金項目それぞれについて、その趣旨を考慮しながら、労働条件の相違が不合理ではないかを確認する必要があります。

もっとも、本判決は、非正規雇用労働者のうち有期雇用労働者に関し、その手当における取扱いの差について判断したにとどまり、短時間勤務労働者および派遣労働者の待遇や、手当以外の基本給、賞与、福利厚生といった待遇については判断したものではありません。正規雇用労働者と非正規雇用労働者の労働条件の相違がどのような場合に不合理となるかについては、平成28年12月に「同一労働同一賃金ガイドライン案」が作成されておりますが、さらに今後改正法の施行に伴い、正式なガイドラインが作成される見込みです。そこで、企業としては、かかるガイドライン案及びガイドラインなどを参照しながら、労働条件の相違が不合理ではないかを確認していく

ことが必要となります。

IR法（特定複合観光施設区域整備法）について

弁護士　坂下　良治

◆はじめに

2018 年 7 月 27 日、カジノ施設を含んだ統合型リゾート（Integrated Resort）の整備について定める「特定複合観光施設区域整備法」（以下「IR 法」といいます。）が公布されました。

「特定複合観光施設」とは、一般に「統合型リゾート」や「IR（Integrated Resort）」とも呼ばれていますが、簡潔に言えば、観光リゾート施設（ホテル、ショッピングモール、水族館などのエンターテイメント施設）とカジノ施設が一体となっている複合的施設群[1]をいいます。諸外国の例では、米国ラスベガスの巨大カジノ・エンターテイメント複合施設や、シンガポールのマリーナ・ベイ・サンズ、リゾート・ワールド・セントーサをイメージしてもらえば比較的分かり易いかと思います。内閣の特定複合観光施設区域整備推進本部事務局による発表資料では、この統合型リゾートの整備によって、「2030 年に訪日外国人旅行者数について 6,000 万人、旅行消費額について 15 兆円を目指す」[2]とされています。

統合型リゾートの整備に関しては、まず 2016 年に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（IR 整備推進法）が制定され、同法によって統合型リゾート整備のための基本的な枠組みが示されました。これを受けて、今般の IR 法ではカジノ規制や事業者からの納付金といった具体的な整備内容が規定されることとなりました。その主な内容を以下に紹介します。

◆特定複合観光施設区域の整備

特定複合観光施設（統合型リゾート施設）が設置される一体の区域を「特定複合観光施設区域」といいますが、この区域の整備に関しては以下のような段階的ステップが採られることになりました。

① 国土交通大臣が特定複合観光施設区域整備のための「基本方針」を策定（IR 法 5 条）
② 都道府県等が基本方針に即した「実施方針」を策定（IR 法 6 条）
③ 都道府県等が民間事業者を公募により選定（IR 法 8 条）
④ 都道府県等と民間事業者が「区域整備計画」を作成し、国土交通大臣に申請（IR 法 9 条 1 項）
⑤ 国土交通大臣が申請内容を審査し、「区域整備計画」を認定（IR 法 9 条 11 項）
⑥ 認定を受けた都道府県等と民間事業者が、「実施協定」を締結。実施協定の締結に当っては国土交通大臣の認可が必要（IR 法 13 条）

---

1 特定複合観光施設区域整備推進本部事務局「IR 推進会議取りまとめ（概要） ～「観光先進国」の実現に向けて～」（平成 29 年 8 月）（以下「IR 推進会議取りまとめ（概要）」といいます。）第 2 頁参照
2 前掲「IR 推進会議取りまとめ（概要）」第 9 頁

⑦ 設置・運営事業を行う民間事業者（設置運営事業者）が、実施協定に従って特定複合観光施設の設置・運営を行う。事業都道府県等は設置運営事業者に指示等をすることができる（IR 法 15 条、14 条）。

⑧ 設置運営事業者は「事業計画」を作成し、都道府県等の同意を得た上で、国土交通大臣に届け出る（IR 法 16 条）。

⑨ 特定複合観光施設の営業の開始に当たり、設置運営事業者は、その開始時期につき都道府県等の同意を得た上で、国土交通大臣に届け出る（IR 法 17 条）。

上記⑧の「事業計画」は事業年度ごとに作成し、都道府県等の同意を得た上で、国土交通大臣に届け出ることとされています（IR 法 16 条）。

特定複合観光施設の設置・運営事業の監督に関しては、設置運営事業者に監査人設置が義務づけられる（IR 法 20 条）ほか、国土交通大臣も報告徴収、質問、立入検査等（IR 法 29 条）や必要な指示（IR 法 30 条）ができることになっております。また、国土交通大臣は事業年度ごとに整備計画の評価を行い、その結果を都道府県等に公表することとされています（IR 法 37 条）。

◆カジノ規制

IR法の中心論点の一つをなすのがカジノ規制です。日本におけるカジノ導入に関しては従前より弊害の大きさも指摘されてきたところであり、カジノを日本に導入するか、導入するとしても如何なる規制を課すかといった点で非常に高い社会的注目を集めましたが、今般制定された IR 法では、大要以下のとおりの規制がなされることとなりました。

(a) カジノ事業の営業につき、カジノ管理委員会（内閣府の外局）による免許制（有効期間3年・更新可）の導入（IR 法 39 条）

(b) カジノ事業者に、業務方法書、カジノ施設利用約款、依存防止規程、及び犯罪収益移転防止規程の作成を義務付け（IR 法 53 条～56 条）

(c) カジノ事業者の主要株主になろうとする者に、カジノ管理委員会の認可の取得を要求（IR 法 58 条）

(d) カジノ施設への「入場規制」として以下の制限の導入

- 日本人等の入場回数を連続する 7 日間で 3 回、また、連続する 28 日間で 10 回に制限（IR 法 69 条）
- 20 歳未満の者、暴力団員等、入場料等未払者、入場回数制限超過者等についてはカジノ施設への入場を禁止（IR 法 69 条）
- 本人確認・入場回数の確認手段として、マイナンバーカードその他の個人認証書類の提示を義務付け（IR 法 70 条）

以上の他、本稿では詳細は割愛しますが、IR 法においてはカジノ関連機器規制（IR 法 74 条、同 142 条以下）、カジノ決済規制（IR 法 76 条以下）、犯罪収益移転防止措置（IR 法 103 条以下）、広告規制（IR 法 106 条以下）、カジノ従業員規制（IR 法 114 条以下）、カジノ管理委員会による監

督（IR 法 196 条以下）などの各種カジノ規制が横断的に規定されることになりました。

◆入場料・納付金

また IR 法においては、カジノ施設への入場者に対する入場料、及び、カジノ事業者が行政に納付する納付金についても規定がなされました。

まず入場料としては、国が賦課する入場料と都道府県等が賦課する入場料の二つが課されることとされ、金額はいずれも、1 回の入場当り（24 時間単位）3,000 円（すなわち合計で 6,000 円）とされました（IR 法 176 条）。

カジノ事業者が行政に納付する納付金についても、国に納付する国庫納付金と都道府県等に納付する都道府県等納付金の二つが課されることとされ、その額は、国庫納付金が①カジノ行為粗収益（GGR）の 15%と②カジノ管理委員会経費負担額の合計額、また、都道府県等納付金が③カジノ行為粗収益（GGR）の 15%とされました（IR 法 192 条、193 条）。

これらの納付金については、政府及び都道府県等は、納付金を観光の振興に関する施策、地域経済の振興に関する施策、その他の IR 法の目的等を達成するための施策、社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策の必要経費に充てるものとすることが定められました（IR 法 231 条、232 条）。

◆施行期日・見直し等

IR 法の施行は公布日（2018 年 7 月 27 日）から起算して 3 年以内になされることとされました（IR 法附則 1 条）。また、制度の見直し策として、最初の区域整備計画の認定日から起算して 5 年を経過した場合において、IR 法の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずることとされています（IR 法附則 4 条）。

現在、日本では訪日外国人数も順調に増加し観光産業も堅調に推移しつつあるところであり、経済変換の重要な局面を迎えているといっても過言ではありません。他方で、議論も多かったカジノの導入が日本の社会に与える影響もまた看過できない論点となって参ります。今後の IR 法に基づく制度の進捗について注目したいところです。

IR 法やカジノ規制に関するご相談は、当職までお気軽にお寄せ下さい。

消費者契約法の改正について

弁護士　幅野　直人

第1　改正の概要

消費者契約法の一部を改正する法律が6月7日に、参議院で可決され、2019年6月15日から施行されることとなりました。

改正点を大別すると、①取り消しうる不当な勧誘行為の追加等、②無効となる不当な契約条項

の追加等、③事業者の努力義務の明示の3点になります。

消費者保護を強化する方向での改正になりますので、消費者と契約を行う事業者は、注意が必要です。

以下では、この3つの改正点につき、解説をしていきます。

第2 取り消しうる不当な勧誘行為の追加等

1 改正の概要

事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際して、消費者に対して次に掲げる行為をしたことによって困惑し、それによって消費者契約の申込みまたは承諾の意思表示をしたときは、消費者がこれを取り消すことができるようになりました。

2 社会生活上の経験不足の不当な利用

（1） 不安をあおる告知（法4条3項3号）

たとえば、社会生活上の経験が乏しいことから、就職に不安を抱いている学生に対し、その不安を知りながら、「このままでは就職活動はうまくいかない。この就職セミナーを受講することが希望の就職先に就職するためには必要である。」などと告げて勧誘する行為がこれに該当すると考えられます。

（2） 恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用（法4条3項4号）

たとえば、社会生活上の経験が乏しいことから、恋愛感情を抱いている消費者に対し、その感情を知りながら、「この商品を買ってくれないなら、もう二度と会わない。」などと告げて勧誘する行為がこれに該当すると考えられます。

3 加齢等による判断力の低下の不当な利用（法4条3項5号）

たとえば、認知症の高齢者に対し、「この健康食品を摂取しなければ、今の健康は維持できない。」などと告げて勧誘する行為がこれに該当すると考えられます。

4 霊感等による知見を用いた告知（法4条3項6号）

たとえば、「私には霊感があり、その霊感によると、あなたは、この後不幸になる。この壷を買えば不幸を回避できる。」などと告げて勧誘する行為がこれに該当すると考えられます。

5 契約締結前に債務の内容を実施等（法4条3項7号8号）

契約締結前にもかかわらず、消費者が述べた希望を受けた特注品を勝手に作成し、「これは特注品であり、買ってくれないならその分の損失を補填してもらう。」と告げる行為がこれに該当すると考えられます。

6 不利益事実の不告知の要件緩和（法4条2項）

日当たり良好を謳っておきながら、正面に高層ビルが建設予定であることを告げずにマンションを販売する行為がこれに該当すると考えられます。改正前は、不告知につき、事業者の故意が必要でしたが、改正後は重過失も含まれることとなります。

第3 無効となる不当な契約条項の追加

1　改正の概要

次に掲げる消費者契約の条項は、契約書に定めがあっても無効となることになりました。

2　消費者の後見等を理由とする解除条項（法8条の3）

たとえば、「賃借人（消費者）が、後見開始の審判を受けた場合、賃貸人は契約を解除することができる。」といった条項がこれに該当すると考えられます。

3　事業者が自分の責任を自ら決める条項（法8条、法8条の2）

たとえば、「買主（消費者）は、売主がその責任を認めた場合に限り、売主に対し損害賠償請求をすることができる。」といった条項がこれに該当すると考えられます。

第4　事業者の努力義務の明示

1　改正の概要

事業者は、次に掲げる措置を講ずるように努めなければならないことが明示されました。

2　条項の作成（法3条1項1号）

解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう配慮すること。

3　情報の提供（法3条1項2号）

個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で、必要な情報を提供すること。

マンスリーセミナー活動報告

国・地域を超えたデータ保護　～EUデータ保護規則とコンプライアンス～

弁護士　鈴木　康之

2018年8月23日（木）15：00～16：30、本年5月から施行されたEU一般データ保護規則（いわゆるGDPR）について、日本企業としてどのように理解し、対応を検討すべきかをテーマに、弊事務所F会議室にてセミナーを開催しました。

時間が限られていたため、全てを網羅的にカバーすることはできませんでしたが、GDPRの要点や優先的に対応を要する事項のほか、規制対応を検討するにあたっての視点やリスク評価の考え方などについても紹介いたしました。

当日は、様々な業種や企業の担当者様にご参加いただき、また、セミナーの最後には、個別の場面での取扱いに関して数多くの質問がなされ、活気あるセミナーとなりました。新聞やテレビでは、日本企業の対応の遅れや高額な制裁金のおそれについて報道されているものの、現場では、なかなか実感が湧かないということもあるかと思います。まずは、どこから手をつけるべきかわからないというような場合には、お気軽にお問い合わせください。

産業ジェロントロジーに基づく高齢者雇用セミナー　　弁護士　柴田　真理子

2018年7月24日（火）18：00～20：00、株式会社自分楽・一般社団法人日本産業ジェロントロジー協会の崎山みゆき様、みゆき社会保険労務士事務所社会保険労務士の栗原深雪先生とともに、【～産業ジェロントロジーに基づいた～「60 歳新入社員の伸ばし方・活かし方」】と題するセミナーを弊事務所会議室にて開催いたしました。

ジェロントロジー（老年学、加齢学）とは、加齢により人はどのように変化するかを心理・教育・医学・経済など様々な分野から研究する学問であり、東大・筑波大・三菱総研などでも熱心な取り組みが進んでいます。産業ジェロントロジーは、その成果を産業分野に活用するものです。

今回のセミナーでは、シニア世代の活用方法を現場事例に基づきご紹介し、雇用延長又は新規採用を活かして、人材不足の解消とノウハウの伝承を目標とする雇用方法をご提案いたしました。また、雇用延長に伴い起こり得る法律上のトラブルについて、裁判例を通して具体的に検討を行いました。

当日は、企業の人事部をはじめとする労務管理のご担当者様や、被雇用者としてご自身が高齢者雇用に直面するお客様に多数ご来場いただき、労使双方の視点から高齢者雇用につき考える大変活気のあるセミナーとなりました。

編集後記

今年は梅雨の期間が短く、厳しい暑さが続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

熱中症対策には、こまめな水分補給や塩分を摂取することももちろん大切ですが、我慢せずにエアコンを適度に稼働させることも効果的のようです。また、食事ではビタミン B1を多く含む豚肉や鰻、そしてビタミン C を多く含む赤ピーマンなどのカラフルな夏野菜が最適です。皆様、お体に気を付けて夏を乗り切りましょう。

（ニュースレター編集チーム）

配信を希望されない皆様へ

今後ニュースレターの発行を希望されない皆様におかれましては、誠にお手数ですが、件名・本文を空欄にしたまま newsletter@halaw.jp 宛へメールを送信していただけますようお願い申し上げます。

当事務所の連絡先

〒100-6004 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号霞が関ビル 4 階
隼あすか法律事務所
電話：03-3595-7070 ／ FAX：03-3595-7105
E-mail：info@halaw.jp ／ URL：https://www.halaw.jp/

本ニュースレターは、作成時点において調査した範囲内での調査結果を基礎とした当事務所の一見解にすぎず、将来の学説、裁判例、省庁の見解の動向等により見解も変更しうるものです。また、本稿は隼あすか法律事務所に著作権が帰属しており、無断転載・使用等を禁じます。